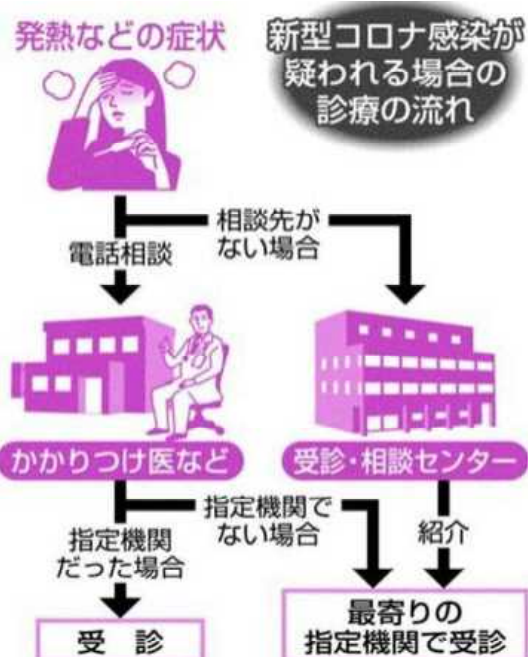
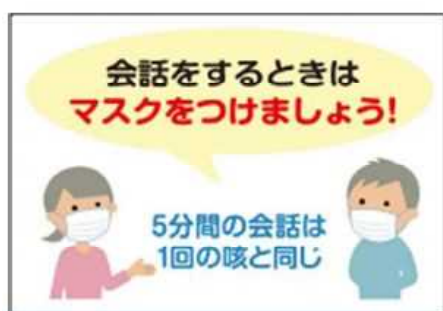


令和3年度 徳島県立板野支援学校



新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン (R3.5.24現在)



3密を避ける 「密閉」・「密集」・「密接」

目次

- 1 新年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 3
- 2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の更なる徹底について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5
- 3 県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ p 5・6
- 4 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（令和3年5月24日改訂版）・・・・・・・・・・・・・・・・ p 6～p 14

1 新年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）

1 児童生徒等及び教職員に対して、感染拡大防止に関わる以下の点について、改めて指導すること。

- ・ 毎日の検温等による健康観察を徹底し、発熱や咳などの新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる児童生徒等については、自宅での休養を徹底させること。
- ・ 「3密」、「大声」を徹底的に避け、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」といった基本的な感染症対策を徹底すること。
- ・ 自分及び関係する人の命や大切な生活を守るために、学校の内外を問わず、マスクを適正に着用すること。
- ・ 「居場所の切り替わり」や「狭い空間での共同生活」等感染リスクが高まる「5つの場面」に特に注意すること。

2 家庭内での感染を防ぐため、保護者に対しても上記1と同様の対応を依頼すること。

3 入学式、始業式等の式典を実施する際には、手指消毒やこまめな換気をするなどの感染拡大防止の措置を講じるとともに、参加人数を抑える、時間を短縮するなど開催方式を工夫すること。

4 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷は決してあってはならないことから、児童生徒等に対して、噂やデマ等に惑わされることなく正しい情報に基づき行動するよう、発達段階に応じた指導を行うこと。なお、児童生徒等の心身の状態を確認するとともに、ストレスや不安、悩み等の解消のため、教育相談窓口を周知すること。

<主な相談窓口> 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみいおう）
児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

新年度における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（通知）
より 令和3年4月6日 教育委員会

○家庭感染対策

新型コロナウイルス感染症

家庭でできる感染症対策！

全国的に新型コロナウイルス感染症の感染が拡大しています。
感染経路として、特に「家庭内感染」が増加していますので、家庭での感染症対策を心がけていただき、自分にも、周りの人にも優しい感染症対策をお願いします。



◎家に帰ったらまず…



- 水と石けんで30秒以上の手洗いをしましょう。
- 手指消毒は15秒以上かけて手に塗り込みましょう。
- 使用した不織布マスクは部屋に入る前に捨てよう。

◎こまめな換気



- 常時の換気、または1時間ごとに5～10分程度の換気を行いましょう。
- 台所や洗面室の換気扇の常時運転を心がけましょう。

◎広げないために…



- 共用部分（スイッチ、ドアノブ等）の消毒を行いましょう。
- トイレはふたを閉めて流しましょう。
- ゴミは蓋付きのゴミ箱にすてましょう。
- 毎朝の検温、体温チェックをしましょう。

◎食事は会話は控えめに



- 食事の前には手洗い・消毒を行いましょう。
- 食事は短時間で、会話を控えましょう。
- 大皿を避け、個々に盛りつけましょう。
- 食器や箸、スプーンなどの共用は避けましょう。

※体調が悪い家族や、感染が疑われる家族がいるとき

- ★食事や寝る部屋をわけるようにします。部屋を分けられないときは少なくとも2mの距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを活用しましょう。
- ★お世話はできるだけ限られた人数で行いましょう
- ★家庭内でもマスクの着用を行いましょう
- ★早めにかかりつけ医等に相談しましょう

2 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の更なる徹底について（通知）

- 1 「マスクの正しい着用」、「部屋の換気」、「手洗い励行」などの「基本的な感染防止対策」の徹底するとともに、「場面の切り替え時」にも細心の注意を払うこと。
- 2 新型コロナウイルス感染症は誰もが感染する可能性があり、感染者やその家族、濃厚接触者等に対するいじめ、差別及び誹謗中傷は決してあってはならないこと。
- 3 毎日の健康観察を徹底し、発熱等の症状が見られる場合には、登校・出勤せず・速やかに「かかりつけ医」等に相談すること。
- 4 家庭内感染が増加していることから、保護者の方にも家庭内での感染を防止するための対策の徹底について再度依頼すること。
- 5 職員室等における感染防止対策（机の間のパーテーションを設置する、飲食中は会話を控える、事務用品を共用する場合は消毒するなど）を徹底すること。

令和3年4月16日 教育委員会（通知）より

3 県立学校における教育活動等に係る感染拡大防止対策の強化について（通知）

1 学習指導について

基本的な感染症対策を講じるとともに、感染リスクの高い、次のような教育活動は実施しないこと。また、オンラインによる指導等により、学習活動を継続すること。

<感染症リスクの高い教育活動例>

- ・各教科等に共通する活動として「児童生徒等が長時間にわたり、密集又は近距離で対面形式となるグループワークやグループ活動、ディスカッション等」、「近距離で大きな声で話す活動」
- ・音楽における「室内で児童生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・家庭、技術・家庭における「児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習」
- ・図画工作、美術や工芸等における「児童生徒等同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」 ・理科における「児童生徒等同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・体育、保健体育における「児童生徒等が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 学校行事について

- ・ 県境を越えての修学旅行や遠足などの校外行事の実施は、延期等を検討すること。
- ・ 県内で実施する遠足や校外学習については、引き続き、慎重に判断するとともに、実施の際は、感染症対策を徹底すること。 ・その他の行事については、実施の必要性を慎重に見極め、オンラインでの実施や延期 等も含め検討すること。

3 部活動について

- ・ 「密集する運動」や、「近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動」、「向かい合って発声する活動」は避けること。
- ・ 活動内容等は精選し、短時間（平日は2時間以内、休日は3時間以内）での活動とすること。
- ・ 県内外を問わず合宿や他校との練習試合、交流活動は禁止すること。また、県外からの講師招聘は、原則禁止とし、オンラインによる指導等を検討すること。
- ・ ただし、公式な大会やコンクール等について、主催者による十分な感染症対策が講じられていることが確認できる場合は、参加も可能とする。なお、参加する場合は、学校においても十分な感染症対策を講じること。
- ・ 部活動開始前、休憩時、終了後においては、食事は避けるとともに、水分補給等を行う際には飛沫を飛ばさないよう会話を控えることについて特に指導を徹底すること。

令和3年4月20日 教育委員会（通知）より

4 新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（令和3年5月24日 改訂版）

1 保健管理等に関すること

（1）感染症対策について

①基本的な感染症対策の実施（児童生徒等及び教職員）

○感染源を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる児童生徒等については、自宅で休養させることを徹底すること。

教職員についても同様の対応とすること。

- ・ 毎朝、家庭で検温及び健康観察を実施し、記録する。

（例）健康観察表の継続使用、生活記録ノートへの記入、担任による聞き取り等

登校前に確認ができなかった児童生徒等については、登校後速やかに検温及び健康観察を実施し記録する。

- ・ 家庭内感染が多く見られることから、地域の感染状況等必要に応じて、同居の家族についても健康状態を確認するよう依頼し、登校時の検温及び健康状態（同居の家族の健康状態を含む）の把握を校舎に入る前に行う等の対策を行うこと。

○感染経路を絶つこと

次の方法により、新型コロナウイルスの感染経路を絶つこと。

なお、清掃活動や消毒作業の実施に当たっては、教員の負担軽減を図る観点から外部人材の活用などを検討すること。また、消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であることを踏まえ、過度な消毒とならないよう、十分な配慮をすること。

- ・手洗い用石鹸を使用した手洗いの徹底、及び必要に応じて手指消毒用エタノール等の使用（登校後、昼食の前後、校舎外から教室に入る時、トイレの後等）
- ・咳エチケット（咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる）の徹底
- ・通常の清掃活動の中での、ポイントを絞った消毒、清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを定期的に確認すること。

使用する家庭用洗剤や消毒液について、新型コロナウイルスに対する有効性を確認すること（衛生管理マニュアル別添資料参照）。

床、机、いす等は特別な消毒の必要はないが、衛生環境は良好に保つこと。

器具や用具等、共用する物は、使用前後に手洗いをするにより、使用の都度の消毒は省略することができる。

大勢がよく触れる箇所については1日1回水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオル等で拭き取ること。（ドアノブ、手すり、スイッチ等）

※消毒の方法については、最新の「衛生管理マニュアル」を確認すること。

- ・来校者の把握及び、感染症対策の協力依頼（マスクの着用、手洗い・手指消毒の徹底、来校者名簿の記入、とくしまコロナお知らせシステムへの登録依頼等）

○抵抗力を高めること

十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、免疫力を高めるために生活習慣を整えるよう指導すること。

②集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による集団感染リスクの高まる3条件

- ・（密閉）換気が悪い密閉空間
- ・（密集）多数が集まる密集場所
- ・（密接）間近で会話や発声をする密接場面

実際の学校での教育活動において、上記の3つの条件（以下、「3つの密」という。）が重なる場及び「大声を出す」など感染拡大の契機となりうる場としては、教室での授業以外にも以下のようなものが考えられ、その実施に当たっては、感染防止のための実施方法の工夫が必要であること。

（例）・児童生徒等が一堂に会する集会 ・保護者等を対象とした授業参観

・集会や給食時等の行列 ・PTA総会や保護者説明会

・家庭訪問や個人面談 ・屋内での運動会練習 ・文化祭や学習発表会 等

○換気の徹底

気候上可能な限り、常時換気を行うこと。常時換気を実施するのが困難な場合には、

こまめに（30分に1回以上）数分程度、2方向の窓を全開にし、換気を行うこと。学校に換気設備がある場合は、常時運転とし、換気能力を確認した上で、窓開け等による自然換気も併用すること。

冬季は、換気により室温を保つことが難しいため、健康被害が生じないように、児童生徒等に暖かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温、防寒目的の衣類の着用について柔軟に対応すること。

○マスクの着用

学校教育活動においては、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用すべきであるが、気温・湿度・活動の態様や児童生徒等の様子を踏まえ、現場で臨機応変に対応すること。

○昼食等の飲食時について

昼食等の飲食時については、食事前後の手洗いを徹底し、喫食時は飛沫を飛ばさないよう、席を斜めに配置をする、静かに昼食を食べる等の指導を行うこと。食堂の利用についても、同様の対応を行い、教職員の食事の場面においても注意すること。

(2)出席停止及び臨時休業等の扱いについて

①児童生徒等が感染した場合

児童生徒本人	臨時休業措置	臨時休業の期間及び規模等
出席停止	原則として、直ちに臨時休業とする。	校長は所管の保健所及び学校医、教育委員会等と相談し、検討の上、決定する。
○期間 開始日 感染の判明した日 ※ただし、判明前から症状があり欠席していた場合は最終登校日の翌日から 終了日 医師等が登校を認めた日の前日まで	※ガイドラインにおいては、「児童生徒等の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談する。」とされている。 本県においては、児童生徒等の感染が確認された場合、保健所との相談を行うとともに、感染が判明した時点から原則直ちに臨時休業とし、在校時は児童生徒等の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずるものとする。	

②児童生徒等が濃厚接触者に特定された場合

③児童生徒等の同居する家族が感染した場合

児童生徒本人	臨時休業措置	臨時休業の期間及び規模等
<p>出席停止</p> <p>○期間 開始日 濃厚接触者と特定された日</p> <p>終了日 感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して14日目 ※期間中に「陽性」と判明した場合は①の対応</p>	<p>原則として、行わない。</p> <p>※校長が所管の保健所、学校医、教育委員会と相談し判断。</p>	<p>A. 検査結果が「陽性」と判明した場合 「①児童生徒等が感染した場合」と同様</p> <p>-----</p> <p>B. 検査結果が「陰性」と判明した場合 臨時休業は行わない。</p>

「出席停止」とすることができる。

④児童生徒等が保健所の指示やかかりつけ医の判断によりPCR検査を受ける場合

「出席停止」とすることができる。

⑤児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合

「出席停止」とすることができる。

⑥同居の家族に新型コロナウイルス感染症が疑われる症状が見られる場合

感染がまん延している地域においては、「出席停止」とする。

⑦同居の家族が保健所の指示や感染が疑われる症状によりPCR検査を受ける場合

「出席停止」とすることができる（保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合に限る）。

※なお、同居の家族がPCR検査を受けることの報告は求めないこと。

⑧保護者等から、学校を休ませたいと相談された場合

「出席停止」とすることができる。

○保護者から欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めること。

その上で、生活圏において感染経路の分からない患者が急激に増えている地域で、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合には「出席停止」として扱うことができる。

その期間については、校長が決定する。

(3) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について

①登校の判断

医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）や基礎疾患等のある児童生徒等についての登校の判断に際しては、以下を踏まえること。

- ・医療的ケア児の中には、呼吸の障がいを持ち、気管切開や人工呼吸器を使用する者

も多く、重症化リスクが高いことを考慮する。

- ・医療的ケア児が在籍する学校においては、地域の感染状況を踏まえて判断する。
- ・主治医や学校医に相談の上、医療的ケア児の状態等に基づき個別に判断する。
- ・基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒(注)についても、地域の感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、判断する。

(注)重症化のリスクが高い児童生徒

- ・糖尿病，心不全，呼吸器疾患の基礎疾患がある。
- ・透析を受けている。
- ・免疫抑制剤や抗がん剤を用いている。

なお、これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。この場合、指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録すること。

併せて、医療的ケア児の登校に当たっては、事前に受入れ体制などを学校医等に相談すること。

このほか、特別支援学校等における障がいのある児童生徒等については、指導の際に接触が避けられなかったり、多くの児童生徒等がスクールバス等で一斉に登校したりすることもあることから、こうした事情や、児童生徒等の障がいの種類や程度等を踏まえ、適切に対応すること。

②学校教育活動における感染対策

医療的ケア児等と接する機会のある教職員においては、当面の間、以下を踏まえて一層の感染対策を行うこと。

- ・自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底する。
- ・感染リスクの高い場所に行く機会を減らす。

また、校外活動等を計画する際には、感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用を避ける。

(4) 海外から帰国した児童生徒等への対応について

(5) 児童生徒等の生活習慣への配慮について

(6) 心のケアについて

以下のことに留意し、組織的に対応すること。

- ・学級担任や学年担当、養護教諭等を中心に全ての教職員によるきめ細かな健康観察やアンケート等から、全ての児童生徒等の状況を把握すること。
- ・臨時休業や自宅待機明けはもちろんのこと、学校生活の様子が気になる児童生徒等については、保護者との連絡を密にし、心身の状況等を的確に把握すること。
- ・児童生徒等からの相談希望や心のケアが必要な場合は、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援等、適切に対応すること。
- ・早急な対応が必要な事案については、人権教育課いじめ問題等対策室に連絡し、スクールカウンセラーの派遣要請を行うこと。(電話088-621-3143)

- ・スクールカウンセラー等による相談を実施する際には、相談室内の座席の配置やマスクの着用、相談室の換気を定期的に行う等、感染予防に十分配慮すること。
- ・教育相談窓口の周知を徹底し、児童生徒等がストレスや不安、悩みを抱えることがないように支援すること。
- ・児童生徒等の心のケアの一つとして、学校や家庭で「とくしま こころのサポート」動画等を活用すること。

<https://www.tokushima-ec.ed.jp/tokusou/kokoro>

県立総合教育センターホームページ「とくしま こころのサポート」

〈主な相談窓口〉

○24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310（なやみ言おう）

○児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちはやく）

対象者：全ての児童生徒 24時間 通話料無料

○徳島県立総合教育センター特別支援・相談課

こころとからだのサポートセンター

電話 088-672-5200（平日9時～17時）

メールアドレス tokubetsushien@mt.tokushima-ec.ed.jp

○SNSを活用した「とくしま『生徒の心の相談』2021」

対象者：県内の公立中学校・高等学校・中等教育学校及び特別支援学校の
 中学部・高等部の生徒

右記の二次元バーコードで友だち登録することによりLINE上で相談可能

開設期間：令和3年5月21日（金）から

令和4年3月31日（木）まで

受付時間：午後6時から午後9時まで

（7）いじめや偏見，差別について

感染者，濃厚接触者，医療従事者や社会機能の維持にあたる人，海外から帰国した人，県外から来た人とその家族，外国人等に対する新型コロナウイルス感染症を理由としたいじめや偏見，差別につながるような行為（日常生活での「冷やし」や「からかい」等も含む）は，断じて許されないものである。

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，例えば，事情によりマスクをしていない，咳をしている，登校時における検温で熱がある，医師の指示等により出席を控えているなどの児童生徒等へのいじめや偏見，差別の防止の徹底に努めること。併せて，噂やデマ等に惑わされず相手の立場を考えた行動がとれるよう，日々の人権教育に積極的に取り入れること。

学校関係者に感染が確認された場合には，感染者や濃厚接触者，接触者である児童生徒等がいじめや偏見，差別の対象にならぬよう，十分配慮・注意するとともに，PTA研修等を通じて，保護者にも啓発すること。

また，児童生徒等に対する差別事件・差別事象が発生した場合は，速やかに所管の教育委員会へ連絡すること。

2 学習指導に関すること

(1) 各教科等の指導における感染症対策等に関すること

＜教科等の指導に関する工夫例＞

- 実験・実習を実施する場合は、実習室等の換気を徹底するとともに、手洗いの励行、マスクの着用、器具及び作業台等の消毒の実施等、感染防止に努めること。特に、家庭科、技術・家庭科における調理等の実習は、その特性に鑑み、適切かつ十分な感染症対策を講じること。
- 大人数による集団が密集する運動や競技を避け、少人数やグループ分けでの活動を行うこと。
- 近距離での会話や大声での発声をできるだけ控え、児童生徒同士や教師との接触が少ない活動や、間隔を空けて、運動スペースを確保すること。
- 体育の授業におけるマスクの着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。
- 歌唱（合唱も含む）においては、原則マスクを着用し、児童生徒同士の間隔や、指導者・伴奏者と児童生徒との間隔、発表者と聴いている児童生徒等との間隔に気を付け、前後方向及び左右方向ともにできるだけ2m（最低1m）空けること。
- 特別教室（音楽教室）にある楽器等は、間接的な接触を避けるため、児童生徒で共有しないなどの工夫を行うこと。どうしても必要がある場合は、楽器に影響がない方法で除菌をすること。
- ICTを活用し実験や取組の様子をモニタに写すなどして、生徒が密集しないように配慮すること。
- 児童会（生徒会）活動、クラブ活動について、それぞれの目標や必要性を確認して年間指導計画等の諸計画を見直すとともに、感染症対策を講じながら、児童生徒や学校の実態に応じて創意工夫して実施すること。

3 学校行事の実施に関すること

学校行事は、学校生活に潤いや秩序と変化を与えたりするものであり、それぞれの行事の意義や必要性を確認しつつ、年間を見通して実施すべき学校行事を検討すること。実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮すること。

4 部活動に関すること

部活動の実施に当たっては、生徒の健康・安全を第一に考慮すること。また、部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われる活動であるが、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が部活動の実施状況を把握し、次のとおり感染症対策を徹底すること。また、地域の感染状況や活動内容等に応じ、感染リスクの高い活動を一時的に制限することも検討し、学校の全部を休業とする場合は、部活動は自粛する。

5 学校安全の確保に関すること

(1) 熱中症事故の防止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校教育活動においては、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用することが望ましいと考えられるが、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮をした上で、マスクを外すよう対応すること。なお、体育の授業及び運動部活動におけるマスク着用の必要はないが、感染リスクを避けるためには、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対応をすること。

(2) 登下校時の安全確保について

児童生徒等の登下校時の安全確保については、児童生徒等に対して交通安全や防犯の観点も踏まえた安全指導を行うことや、地域と連携した見守り活動の実施等に取り組むことが重要であること。

特に、感染症対策のため分散登校を実施する場合には、児童生徒等が通学路を一人で登下校するといったことも想定されるので、安全確保については特段の注意をする必要があること。

また、登下校時の安全確保については、教育委員会・学校と警察や自治体の交通安全担当部署、PTAや保護者、地域のボランティア等との連携が重要であり、スクールガード・リーダーなどの見守りの専門家も活用することが考えられること。

公共交通機関を利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。

- ・マスクを適切に着用すること（咳エチケット等の徹底）。
- ・車内における会話を控えること。
- ・降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗うこと。
- ・顔をできるだけ触らない。触った場合は、顔を洗うなどして、接触感染対策などの基本的対策を行うこと。
- ・できるだけ乗客が少ない時間帯を利用すること。
- ・乗車の前に、各家庭において検温し、発熱が認められるときは乗車を見合わせる。スクールバスを利用するに当たっては、次のとおり指導及び配慮すること。
- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行うこと。
- ・乗車の前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
- ・可能な範囲で運行方法の工夫等により過密乗車を避けること。
- ・利用者は座席の間隔を空けて座り、それが難しい場合には、会話を控えることやマスクの着用について徹底すること。
- ・利用者に手洗いや咳エチケットの実施等を徹底すること。
- ・多くの利用者が触れる手すり等を消毒すること。

6 学校給食に関すること

(2) 学校

○ 給食当番はもとより、児童生徒等全員が食事前後の手洗いを徹底すること。

- ・手洗い場に手洗いの手順を表示したり、手洗いソングを活用したりするなど、発達

段階に応じた手洗い指導を行うこと。

- ・清潔なタオル・ハンカチやペーパータオルで拭き取ること。

- 配食を行う児童生徒等及び教職員は、給食当番チェックリストに基づき給食当番活動が可能であるか毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を交代するなどの対応をとること。

<給食当番チェックリスト>（「定期及び日常の衛生検査の点検票」より）

下痢をしている者はいない。

発熱，腹痛，嘔吐をしている者はいない。

衛生的な服装をしている。

手指は確実に洗浄した。

- 配膳前に、配膳台や児童生徒等の机上を衛生的な布巾で拭くこと。

- 配膳前・配膳中は児童生徒等は静かに着席して待つよう指導すること。

- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、前を向いて静かに食べるなどの対応を考えること。

新型コロナウイルス感染症に対応した学校運営に関する留意点（R3. 5. 24改訂版）について（通知）より